

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本体力医学会（以下「本会」という。）の特定資産取扱規程に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会に次の特定資産を置く。

- (1) 名取基金
- (2) 研修会積立預金
- (3) 名簿等作成積立預金
- (4) 選挙積立預金
- (5) 別途積立預金
- (6) 国際交流基金
- (7) 地方会基金

(名取基金)

第 3 条 名取基金は、本会の学会賞の副賞のための資金に充てることを目的とする。

(研修会積立預金)

第 4 条 研修会積立預金は、本会が実施するスポーツ医学研修会の運用経費に充てることを目的とする。

(名簿等作成積立預金)

第 5 条 名簿等作成積立預金は、本会が作成する名簿やその他関連する支払いに充てることを目的とする。

(選挙積立預金)

第 6 条 選挙積立預金は、本会の選挙に関する支払いに充てることを目的とする。

(別途積立預金)

第 7 条 別途積立預金は、本会の赤字予算を立てた時の補てん等に充てることを目的とする。

(国際交流基金)

第 8 条 国際交流基金は、国際交流に関する支払いに充てることを目的とする。

(地方会基金)

第 9 条 地方会基金は、各地方会の運用経費の支払いに充てることを目的とする。

2. 地方会基金については、それぞれ北海道地方会、東北地方会、関東地方会、東海地方会、北陸地方会、近畿地方会、中国・四国地方会と個別に管理・運用することとする。

(目的外の取崩し等)

第10条 第3条から第9条までの特定資産の取り崩しに関する規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、平成26年9月18日より施行する。